
平成24年 第1回(定例)由布市議会会議録(第8日)

平成24年3月19日(月曜日)

議事日程(第8号)

平成24年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 発議第1号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第1号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

- 日程第22 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第24 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第28 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算
- 日程第34 議案第39号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第40号 平成24年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第41号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第42号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第43号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第44号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第40 議案第45号 平成24年度由布市水道事業会計予算
- 追加日程
- 日程第1 議案第46号 副市長の選任について

- 日程第2 発議第2号 郵便改革法案の早期成立を求める意見書
- 日程第3 発議第3号 東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第5 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 発議第1号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第1号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第21 議案第19号 由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

- 日程第22 議案第20号 由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議案第21号 由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第24 議案第22号 由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第25 議案第23号 由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第24号 由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第27 議案第25号 由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第28 議案第26号 由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第29 議案第27号 由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第30 議案第28号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第31 議案第29号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第30号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第33 議案第38号 平成24年度由布市一般会計予算
- 日程第34 議案第39号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第40号 平成24年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第41号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第42号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第43号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第44号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第40 議案第45号 平成24年度由布市水道事業会計予算
- 追加日程
- 日程第1 議案第46号 副市長の選任について

- 日程第2 発議第2号 郵便改革法案の早期成立を求める意見書
 日程第3 発議第3号 東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議
 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書
 日程第5 議員派遣の件について

出席議員（20名）

1番 鷲野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 浏野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	島津 義信君
総務部参事兼総務課長 ……	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	会計管理者 ……………	工藤 浩二君
産業建設部長 ……………	佐藤 忠由君	健康福祉事務所長 ………	河野 隆義君
環境商工観光部長 ………	溝口 博則君	挾間振興局長 ……………	志柿 正蔵君

庄内振興局長 …………… 服平 志朗君 湯布院振興局長 …………… 古長 雅典君
教育次長 …………… 河野 眞一君 消防長 …………… 加藤 康男君
代表監査委員 …………… 佐藤 健治君

午前10時03分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第8号により行います。

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願1件、陳情2件及び前期定例会にて継続審査の請願1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） おはようございます。先週の14日に私ども、由布岳の南山ろくの野焼きを行いまして、無事、事故もなく終了したことを皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

総務常任委員長の太田正美です。請願・陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願1件、陳情1件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記。日時、平成24年3月15日、13時より、場所、由布市庄内庁舎第6会議室、出席者、表記のとおり私以下6人であります。

審査結果、陳情、受理番号2、受理年月日、平成24年2月20日、件名、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書。委員会の意見、本陳情は、長崎県大村市の大村競艇の場外発売場を、石城小学校校区内の挾間町七蔵司地区に建設する事業計画が進められていることから、それに反対する会から、議会での反対の意向の表明を求める陳情であります。

当委員会は、陳情者に陳情内容についての説明及び意見陳述を求め、審査を行いました。委員から、さらに調査研究したい旨の意見が出されました。慎重に審査した結果、継続審査すべきも

のと決定しました。

次に、継続審査分についてです。請願、受理番号16、受理年月日、平成23年11月28日、件名、郵政改革法案の早期成立について。委員会の意見、本請願は、平成23年第4回定例会において継続審査となっていたものです。

委員会の審査では、郵政改革法案は早期に成立させるべきとの意見が出され、慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） おはようございます。教育民生常任委員長の小林華弥子です。陳情の審査について報告いたします。

陳情審査報告書、本委員会に付託の陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日時、平成24年3月13日、場所、湯布院庁舎2階会議室、出席者については、教育民生常任委員会全員です。

陳情、受理番号1、受理年月日、平成24年2月17日、件名、学校図書館司書人件費確保の陳情。本陳情の内容は、平成24年度から小中学校に学校図書館司書を配置する経費については国から地方交付税措置を講じられるようになったことについて、その交付税措置された予算については、ほかの事務経費などに充てることなく、学校図書館司書配置のための人件費に充てるよう求めるものです。

当委員会では陳情者に出席を求め、直接陳情の意図や願意について詳細な説明を受け、また所管課からも市の現状について説明を受けました。

由布市では現在市内の小中学校17校の学校図書館に司書を13名配置しており、うち2校で1名配置しているのは6校、未配置は1校、1校に1名ずつ配置しているのは10校とのことでした。また、単価についても1日8時間、月額11万4,000円を基準に賃金を予算計上しています。

市は文科省の交付税措置基準を十分に上回る配置及び予算措置をとっており、陳情の求める内容については十分に対応されています。ただ、陳情背景には予算措置のみならず市内の図書館環境全体の充実を求めるという願いも込められており、その願意については十分に理解するところです。

よって、当委員会として全員一致で陳情を採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤友信です。請願審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日時、平成24年3月15日、場所、挟間庁舎4階第1委員会室、出席者は常任委員と議長にオブザーバーとして出席していただきました。

受理番号1、市道編入に関する請願について。本請願は、湯布院町山崎及び平地区里道の市道編入を求めるものです。

3月15日に現地確認を行い、地元の方々から説明を受けました。この里道は、湯布院幼稚園前の県道別府一宮線から山崎及び平地区の境に位置する里道で、地域に密着した生活道路として住民によって維持管理が行われていました。住民の高齢化に加え、冬季の積雪、凍結等により劣化や通行阻害がふえ、維持管理に苦慮していることを確認しました。

当委員会として、市道編入については必要性があると判断したが、終点部については地域住民の生活の実態と合う箇所を検討する必要があると意見を付し、慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号1、市道編入に関する請願についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

終点部については地域住民の生活の実態と合う箇所を検討する必要があるということが、意味がよくわからないんですけれども、もう少しわかるように説明していただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 今、請願で出されている部分が、行きどまり箇所というんですかね、回転場所より下のほうに里道があるわけですが、その部分が回転場所より下に人家がないということで、市道認定するのはあくまでも回転場所があるところまでというのが委員会の意見です。で、こういう表記の仕方をしました。（「はい、わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号1を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号1については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号1、学校図書館司書人件費確保の陳情を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、陳情受理番号1については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書は継続審査です。

次に、継続審査の請願受理番号16、郵政改革法案の早期成立についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これですべての討論を終わります。

これより請願受理番号16を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号16については、委員長報告のと

おり採択とすることに決定いたしました。

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、発議第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第40、議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算までの45件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 総務常任委員長の太田正美です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記。日時、平成24年3月9日、13日、15日、いずれも庄内庁舎第6会議室です。出席者は、私以下、総務常任委員の6人のメンバーです。担当課は表記のとおりであります。

審査結果、議案第2号、件名、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、大分県人事委員会勧告に準じて職員給与の平均0.23%の引き下げを行うことと、労働基準法の改正に伴い割増賃金率を変更するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号、件名、由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、パック旅行と言われるものを「包括旅行」として条例に加えるとともに、滞在費を廃止するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号、件名、由布市防災会議条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、災害に対する女性からの視点が必要であることから、女性委員の増員と委員表記をより具体的に
するものです。委員会の審査では、女性委員を登用する旨の説明がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号、件名、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について。経過及び理由、本案は、消防団員の報酬を県内の他の自治体と均衡のとれたものと
することで、消防団員の士気高揚を図るために報酬を改正するものです。

委員から、消防団員の士気高揚を図るのであれば、分団長及び副分団長の報酬を下げることは
逆行するのではないかと意見が出されました。また、別の委員からは、消防団の報酬改正は懸
案事項であり、今まで慎重に調査検討の結果である改正案を尊重すべきとの意見が出されました。

その後、委員から原案に対する修正案が別紙のとおり提出され、原案と修正案について審査し、
採決した結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定しました。また、修正案を除く原案に
ついては、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号由布市税条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、地方税法の改正
に伴い、たばこ税の税率配分変更や、平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税均等
割額を500円加算するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、件名、由布市印鑑条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、住民
基本台帳法の一部改正が施行されることにより、印鑑事務の取り扱いが変更されることによるも
のです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、件名、由布市消防手数料条例の一部改正について。経過及び理由、本案
は、危険物の規制に関する政令の一部改正により、許可対象として、浮きぶたつきの特定屋外貯
蔵所を加えるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、件名、由布市火災予防条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、
危険物の規制に関する政令の一部改正により、危険物として、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物
の追加があったことによるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、第19号を、件名、由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の
委託に関する協議について、由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する
協議について。経過及び理由、本案は、住民票等の交付を市町村間で相互に事務を委託する「お

「おいた広域窓口サービス」に関するもので、議案第18号では臼杵市と、議案第19号では津久見市との間で、平成24年8月1日から相互に委託を行うためのものです。この委託の開始により、県内では由布市を含めて14市町で行われ、日田市・豊後高田市・玖珠町・姫島村が未加入との説明がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号から30号までを一括して説明いたします。件名、由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第21号由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第22号由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第23号由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第24号由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第25号由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第26号由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第27号由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第28号由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第29号由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第30号由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について。経過及び理由、本案は、既に「おいた広域窓口サービス」の相互委託を実施している9市2町との間で、住民基本台帳法の一部改正が施行されることに伴い、事務範囲が変更されるため規約の変更が必要となったことによるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、件名、平成24年度由布市一般会計予算。経過及び理由、平成24年度一般会計予算は、歳入歳出の総額を163億8,648万9,000円と定めるもので、前年度当初予算と比較して1億5,431万9,000円の増で、1.0%微増となっています。

本委員会に関係する主なものは、第3表地方債で、臨時財政対策債ほかの事業に起債を充当するために、限度額を19億6,790万円とするものです。

歳入では、1款市税、市民税の個人分11億7,963万4,000円は、年少扶養控除の廃止等により、前年度より4,063万3,000円の増額。固定資産税19億726万5,000円は、評価がえの影響により、前年度より1億935万5,000円の減額。10款地方特例交付金1,454万6,000円は、子ども手当の制度改正に伴うものが主な要因で、前年度より

5,362万9,000円の減額。19款繰入金、基金繰入金の財政調整基金4億9,974万6,000円は、緊急経済対策に充当するため、前年度より1億3,000万円多く取り崩すもので、基金の残高は18億7,400万6,000円。ふるさと納税を積み立てた、みらいふるさと基金300万円は、教育奨学資金貸付基金に充当するものです。

歳出では、2款総務費、文書広報費の委託料、地域情報発信業務2,127万5,000円は、23年度に引き続き全額緊急雇用の県補助を受けてラジオ放送を実施するもの。財産管理費の工事請負費1,087万円は、挟間庁舎の老朽化した電気設備の改修工事。企画費の交流推進事業費300万円は、23年度に引き続き交流事業に助成を行うもの。地域振興費では、地域情報発信業務136万5,000円は、ゆふいんラジオによる由布市の情報提供。防衛交付金事業の2,550万円は、委託料として湯平ふれあいホール・若杉複合施設・畑地区避難路の設計調査、工事請負費は南由布駅・下湯平ふれあい広場の整備工事。さらに、振興局長権限で執行可能な地域活力創造事業を100万円増額し、各振興局とも、これまで200万円から300万円となったこと。9款消防費、常備消防費の消防施設整備事業費4,252万5,000円は、水槽つきポンプ自動車の買いかえであり、庄内出張所に配備する旨の説明がありました。

委員から、挟間・庄内地域における防災無線の整備について、24年度中には何らかの姿が見えるよう、早急な対応を求める意見が出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それで、議案第5号について補足説明をさせていただきます。

別紙をお目通しください。総務委員の長谷川建策議員、廣末英徳議員、西郡均議員より、委員長にあてて修正案が出されました。

次をお開きください。議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案。議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

改正規定中「、同項第3号中「6万2,000円」を「5万8,000円」に改め、同項4号中「4万円」を「3万6,000円」に改め」を削る。

参考資料のほうをお願いします。由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「9万8,000円」を「11万8,000円」に改め、同項第2号中「7万1,000円」を「7万6,000円」に改め、その後を削除するもので、同項6号中「1万6,000円」を「1万9,000円」に改め、同項第7号中「1万5,000円」を「1万6,000円」に改める。

附則は、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上であります。皆様の御理解と御賛同のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） それでは、教育民生常任委員会の委員会審査報告を行います。

委員会審査報告、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

日時、平成24年3月13日・14日・15日の3日間、場所は湯布院庁舎2階会議室です。出席者は、教育民生常任委員会委員全員です。担当課及び書記については、お手元に記載のとおりです。

審査結果、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定について。審査の結果は、原案可決すべきと決定です。

経過及び理由、本条例は、障害者自立支援法の施行に伴い平成24年4月1日から新しい体系に移行するに当たって、小松寮の設置及び管理に関する条例を全部改正するものです。新体系への移行によって小松寮は指定障害者支援施設となり、サービスの内容や組織体制が変わります。予算総額や入所者には直接影響は少ないが、事務が複雑多岐になるとの説明でした。

当委員会としては、事務処理等の手続きの変更をスムーズに行うとともに、安定的なサービスの提供に努めるよう求めるとともに、今後の小松寮の運営体制や職員の配置及び雇用などについては、新体系移行後の状況を見ながら検討委員会などで協議検討を重ねられ、今後の小松寮のあり方について方向性を出していくよう求め、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第8号由布市介護保険条例の一部改正について。審査の結果は、原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由です。本条例の一部改正は、由布市第5期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の改正に伴い、由布市介護保険法の一部を改正するものです。主に平成24年度から26年度までの保険料率を算定し、所得による区分を6段階から7段階にし、低所得者へ配慮した保険料の算出をするため、区分3段階をさらに細分化するというものです。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について。審査の結果は、原案可決すべきと決定です。

経過及び理由、本条例の一部改正は、子ども医療費の助成について、通院については、これまで小学校3年生までを対象としていたものを、中学校3年生まで助成対象者の対象年齢を拡大するための条例改正です。本条例改正により、由布市では入院・通院あわせて中学3年生まで医療

費を助成することとなります。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第14号由布市公民館条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、社会教育法が一部改正されたことに伴い、市の条例を改正するものです。公民館運営審議会の委員の委嘱基準について、地方公共団体が条例で定めることになったため、市条例の委嘱基準に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の文言を追加し、条例改正するものです。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第15号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本条例改正についても、議案第14号と同じく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、社会教育法が一部改正されたことに伴い、市の条例を改正するものです。図書館協議会の委員の任命基準について、地方公共団体が条例で定めることになったため、市条例に協議会委員の任命基準を定めた条項を追加し、条例改正するものです。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第38号平成24年度由布市一般会計予算について。審査の結果は原案可決すべきと決定です。

本予算について、当委員会に関係する主なものは、3款民生費の社会福祉費では、福祉センター指定管理委託料153万4,000円、湯布院の旧福祉センター解体工事請負費2,065万2,000円、障がい者福祉費の自立支援事業、療養介護医療費負担金7,329万8,000円、障害福祉サービス費負担5億4,003万円などです。

児童福祉費の主なものでは、保育所運営費7億6,856万3,000円、放課後児童健全育成事業委託料3,279万6,000円、乳児家庭全戸訪問事業費として114万8,000円などです。

生活保護費では、生活保護システム導入業務委託料2,154万4,000円。システムの導入により訪問記録などの入力を電算化することにより、事務の効率化が図れるとの説明でした。

4款衛生費については、保健衛生費でがん検診や子宮頸がん、高齢者インフルエンザなどの各種予防接種事業による病気予防事業や、乳幼児及び子ども医療費助成事業などの支援事業にかかわる予算が主なものです。

次に、10款教育費について、教育総務費では、教育奨学資金貸付基金が平成20年の制度改正で返済期間を10年に延長したことなどにより貸付資金に不足が生じるため、2,000万円

の繰り出しを行うものです。ほかに学力向上事業費1,480万8,000円、教育環境安心安全事業費583万5,000円、庄内中学校体育館耐震診断委託料702万1,000円。また、中学校に入って不登校になる子どもがふえているため、教育相談員を増員し、2名を配置するための賃金333万円などが計上されています。

小学校費では、24年度に予定されている耐震補強工事は挾間小学校と阿南小学校。ほかに西庄内小学校運動場の排水溝設置や、塚原小学校のプール改修など、各小学校体育館のトイレ洋式化などの工事費が1,205万7,000円です。また、各小学校の修繕工事については、それぞれの学校で優先順位をつけて緊急性の高いものから修繕費の予算要求が上がってきており、総額で579万3,000円です。

中学校費では、24年度に予定されている耐震補強工事分として湯布院中学校改築工事費3億8,610万円と、挾間中学校の地質調査及び実施設計委託料2,850万円、ほかに庄内中学校のプール老朽化に伴う工事費など1,062万9,000円など。また、武道必修化に伴う剣道・柔道着購入費が重点施策事業費として計上されています。

社会教育費では、図書館費の図書購入費568万7,000円は蔵書6,000冊分を、国の交付金補助がなくなったため市の単費から予算計上するものです。

当委員会の中で出された主な指摘事項としては、旧福祉センターの解体に関しては、解体後の跡地利用について今後の方針を検討し、早く方向性を示してほしい。乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、育児環境や母親の心身状態に関する相談や指導を行っている事業で、23年度から実施し、ほぼ100%訪問達成しており、実績が評価されています。今後も子育て支援課と健康増進課が連携を十分に図りながら、引き続き事業効果を上げられるよう努めてもらいたい。また、各種保健事業や健康増進事業を行う上では、保健師の役割がますます重要となっており、各課各部署において保健師の人員のやりくりに苦慮しているとのことであり、市として保健師の行う仕事の重要性を重視し、マンパワーの充実を図るとともに、保健師の育成に力を注ぐ必要があるなどの指摘がされました。

福祉施策については、今後の長寿高齢化社会の中、市民の健康維持を推進し、予防医療・介護予防を進めることは喫緊の課題であり、そのためにも市を挙げて由布市は「健康立市」を標榜し、市全体としての取り組みが重要です。

教育施策に関して出された主な意見としては、不登校児童対策については相談員任せにせずに、子ども、親、学校、先生の連携を密に、連携した取り組みを行うこと。中高一貫教育推進については、中高連携の方向性や意味、本来の目的を再度確認し、目標達成のためにも連携支援のあり方や有効な予算執行方法を考える必要がある。児童生徒の教育環境安心安全対策は、学校の耐震化や施設の改修などのハード整備だけではなく、学校ごとの詳細な災害対応や避難訓練・避難指

示のマニュアル作成とともに、市全体で災害時の学校現場における災害対応方針を見直しておく必要がある。社会教育事業の推進に当たっては、社会教育主事の有資格者が少ない。由布市の社会教育の推進充実のためにも職員の資格取得の支援、育成が必要である。などの意見が出されました。

なお、委員からは、教育行政の執行に当たっては、教育基本法にのっとり、さらなる教育行政の充実を求めるという発言もありました。

このほか、当委員会の関係部分について各課より詳細な説明があり、各委員から、るる質疑や意見が出されました。委員会で出された意見などについては真摯に受けとめられ、今後の施策執行において前向きな対応を求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算。平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ42億7,335万5,000円と定めるものです。対前年度当初予算では5.4%の増額予算です。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税6億6,575万5,000円など。24年度は税率及び限度額の改正を行わず、昨今の情勢や前年度決算見込みを考慮して計上されたものです。

歳出の主なものでは、2款保険給付費は、医療費を一般被保険者1人当たり費用額を対前年度実績見込みで4.18%増の38万2,454円、退職被保険者では対前年度実績見込みで3.3%増の47万9,008円を基本に、総額30億306万9,000円の計上です。

特に、8款保険事業の特定健康診査等事業費では、第1期実施計画の最終年度を迎える24年度の目標数値として、特定健診受診率を65%、指導率を45%に設定、その達成のために特定保健指導の嘱託職員の雇用及び動機づけ支援の指導を各専門機関に外部委託する経費として対前年度比20.5%増の5,546万3,000円の計上です。

特定健康診査については、計画策定当初は47%であった受診率が、これまでの担当所管課の努力が実り、受診率61.5%と、県内2位を誇るまでの目覚ましい効果を上げています。医療費抑制、生活習慣病予防、市民の健康長寿意識の向上及び予防医療の推進を積極的に進める観点からも、さらなる受診率向上を図るよう求めました。

以上、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第40号平成24年度由布市介護保険特別会計予算。経過及び理由ですが、平成24年度由布市介護保険特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ37億3,794万2,000円と定めるものです。

歳入については、保険給付費が対前年度比で6.4%伸びており、それに伴い国県の支出金及び支払基金交付金が増額となっています。

歳出についても、保険給付費の増に伴う総務費、保険給付費、地域支援事業費などの増額予算です。1款1項総務管理費の電算運用業務委託料では、電算システムの委託業者を変更するのに伴う業務委託費として3,245万3,000円の計上です。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第41号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4億501万7,000円と定めるものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料は、広域連合が被保険者数から試算した額の計上、特別徴収保険料に保険料総額の8割、普通徴収保険料に2割を計上したものです。

歳出の後期高齢者医療広域連合納付金4億97万円は、被保険者の保険料負担金及び保険基盤安定負担金を予算計上したものです。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第44号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算。平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,666万1,000円と定めるもので、対前年度比で7%の減額予算です。

歳入については、入浴料1,576万7,000円、一般会計繰入金1億740万3,000円などです。

歳出については、嘱託職員として長い間、健康温泉館事業を支えてきた保健師の職員が65歳以上になるため、パート職員としての雇用に切りかえるのに伴う賃金の減額、施設管理費では3年に一度の建物検査や防水工事の完了に伴い、対前年度比で15.5%の減額予算となっています。後進の保健師の育成及び健康温泉館の設置目的に見合った積極的な事業展開を求めます。

以上、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設委員長の佐藤です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

日時、平成24年3月13、14、15日、場所、挟間庁舎4階第1委員会室、出席者は、委員全員と議長にオブザーバーで出席していただいております。担当課、書記は表記のとおりです。

議案第10号由布市市営住宅条例の一部改正について。本議案については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、

公営住宅法の一部が改正されたこと及び公営住宅法施行令に定められた単身者の入居資格が削除されたことを受けて、関係条文の一部改正を行うもの。

今回の一部改正の内容は、同居親族の要件及び単身者の入居資格の要件等を維持するためのもので、単身入居者の資格については規則で定めるとの説明を受けた。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第11号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。本議案については、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路法施行令が改正されたため、引用条文を変更するため一部改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第12号由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。本議案については、条例中の表記に誤りがあり、表記を正すため改正を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第13号由布市水道事業給水条例の一部改正について。本議案は、管理者の定義をより正確に表記するために改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第38号平成24年度由布市一般会計予算。本予算のうち、当委員会に係る主な歳入は、農林水産業費各種分担金2,151万8,000円、土木使用料のうち住宅使用料1億18万9,000円、衛生手数料1,870万4,000円、衛生費国庫補助金の小型合併処理浄化槽設置補助金1,676万円、土木費国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金2億3,705万円及び地域住宅交付金3,037万8,000円、労働費県補助金4,578万2,000円、農林水産業費県補助金2億9,307万9,000円が主なもの。

歳出は、4款衛生費で、環境衛生総務費の小型合併処理浄化槽設置補助金5,028万円、下依上中水道組合に対する水道施設整備事業補助金226万2,000円、清掃総務費の環境衛生組合負担金5億2,298万9,000円、塵芥処理費のごみ収集業務委託料5,987万6,000円が主なもの。

6款農林水産業費で、農業振興費の奥江の郷渡り廊下改修及び陣屋の村トイレ改修工事費238万7,000円、過疎地域及び特定農山村地域に補助を行う中山間地域等直接支払交付金3億1,131万1,000円、畜産業費の肉用牛繁殖支援及び生産効率化施設整備を行うための畜産生産振興対策事業補助金1,047万円、庄内町龍原の畜産施設新設のための工事請負費3,250万円、農地費の農村振興総合整備事業計画書策定業務委託料800万円、農道整備3地区、集落道整備2地区及び用排水路整備26地区分の県営中山間地域総合整備事業負担金3,000万円、林業振興費の市単独で事業実施する鳥獣害防止特別対策事業2,005万

8,000円、林道事業費の林道中詰内成線改修工事等の工事請負費700万円が主なもの。

7款商工費で、観光費の金鱗湖防護柵整備及び男池遊歩道改修のための工事請負費376万6,000円、滞在型・循環型保養温泉地促進事業補助金1,473万9,000円が主なもの。

8款土木費で、土木総務費の現場技術業務委託料540万円、スマートインターチェンジ整備計画業務委託料980万円、大分県が実施する庄内町上小原及び蛇口地区、湯布院町前田地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金1,400万円、道路新設改良費の向原別府線、東行田代線ほか7カ所及び橋梁長寿命化修繕計画分として道路新設改良費4億6,396万7,000円、知尾線ほか4カ所分の道路新設改良費（過疎債事業）8,796万円、並柳線ほか2カ所分の道路新設改良費（防衛交付金事業）7,690万3,000円、下湯平中川線ほか1カ所分の道路新設改良費（辺地債事業）4,300万円、都市計画総務費の下市地区排水路及び同尻地区配水管改修のための工事請負費2,480万円、公園費の挾間多目的公園整備のための工事請負費1億円、住宅管理費の公営住宅長寿命化計画策定業務委託料687万7,000円、公営住宅購入として雇用促進住宅の土地5,344平方メートル及び建物2棟の公有財産購入費6,813万5,000円が主なもの。

挾間多目的公園整備については、平成24年度及び25年度の2カ年の整備計画で、平成25年度には整備費7,035万円を予定しているとの説明を受けました。

そのほかに各部署から、事業の概要や事業の取り組み状況等の報告を受けました。

委員から、さまざまな質疑や意見が出されました。主な意見は次のとおりであった。

6款の農業振興費、陣屋の村のトイレバリアフリー工事の予算が計上されているが、地域農業振興の拠点施設としていくために、指定管理者が迅速かつ自主的な運営を行うことができるよう検討すべきである。また、農地費、ため池等整備事業に係る受益者の負担率については、見直しに向けて調査検討を行う必要がある。

7款の商工費、九州三湯物語事業については、事業の収束に向けた段階であることを認識すべきである。また、この事業同様、緊急経済対策事業の一環である滞在型観光ビジョン推進事業、感謝フェア in 坐来大分開催、循環型保養温泉地促進事業については、市内業界全体の経済波及効果を見据えた事業実施に向け取り組む必要がある。

8款の土木総務費、現場技術業務委託料については、緊急経済対策の事業であり、試行的な取り組みで、コンサルタント会社へ委託するとの説明があった。今後は、同じような事業を実施する場合は、臨時・嘱託としての雇用を視野に入れ検討すべきである。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

続きまして、議案第42号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算。歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,929万8,000円と定めるもの。

歳入は、水道使用料1億3,255万9,000円、一般会計繰入金6,968万7,000円が主なもの。

歳出は、総務管理費で庄内町簡易水道施設テレメータ設備更新工事7,035万円、庄内町高岡地区配水管新設工事600万円等の工事請負費8,473万6,000円、簡易水道施設整備促進事業費で簡易水道統合計画による庄内簡水及び葦草簡水の認可申請書作成業務998万6,000円、水質検査671万円などの委託料1,819万5,000円が主なもの。公債費の元金及び利子の償還金9,281万6,000円が主なもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第43号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。歳入歳出の総額をそれぞれ9,982万9,000円と定めるもの。

歳入は、農業集落排水施設使用料470戸の現年分1,953万6,000円、一般会計繰入金7,614万9,000円、雑入で県営基幹農道整備事業長宝2期工事補償金377万円が主なもの。

歳出は、農業集落排水施設管理委託料966万3,000円、汚泥処理委託料632万7,000円、公債費の元金及び利子の償還金5,993万8,000円が主なもの。

元金及び利子の償還金については、起債の借り換えが終わり、昨年度と比較して2,073万3,000円が減額となったとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定した。

議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算。収益的収入の額を4億8,645万7,000円、収益的支出の額を5億796万3,000円と、資本的収入の額を2億2,848万2,000円、資本的支出の額を4億4,229万5,000円と定めるもの。

収益的収入では、給水収益4億3,960万8,000円、一般加入負担金1,977万1,000円、一般会計補助金1,242万6,000円が主なもの。

収益的支出の営業費用については、委託料で挾間浄水場汚泥処理2,654万9,000円、活性炭入れかえ1,789万6,000円、川北・乙丸紫外線処理施設保守業務148万9,000円などが主なもの。営業外費用については、企業債利息として7,184万4,000円が主なもの。

収益的収入額が収益的支出額に対して不足する2,150万6,000円は、一般会計からの長期借入金で補てんするもの。

資本的収入では、市道下黒野喜多里線水道管移設工事補償としての工事負担金1,500万円、簡易水道事業及び上水道事業に係る一般会計補助金4,092万3,000円、紫外線処理整備事業国庫補助金1,315万8,000円が主なもの。

資本的支出では、挾間町上水道の中央監視制御設備更新工事のための実施設計委託料2,000万

円、湯布院町上水道並柳浄水場浄水施設整備工事費（紫外線処理施設）1億5,212万1,000円、並柳配水地増設工事費2,200万円、企業債償還金1億4,865万4,000円が主なもの。

挾間町上水道については、平成25年度に4億2,000万円の監視制御設備更新工事を計画しているとの説明がありました。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する2億1,381万3,000円は、建設改良積立金800万円、減債積立金1,950万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,631万3,000円で補てんするもの。

委員からは、挾間地域における将来的な水源確保は、早期に取り組みを進めていく必要があるとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分とします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（生野 征平君） 再開いたします。

これより審議に入ります。議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、議案第1号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号由布市防災会議条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 修正案は関係ないんですか。質疑をした後ですかね。今、原案ですか。（「委員長報告」と呼ぶ者あり）じゃ、修正案でもいいんですね。

○議長（生野 征平君） いいですよ。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 総務常任委員長にお聞きをします。

一応修正案が出されております。行政にはいろんな報酬があるんですけど、その報酬の決定については、なかなか何がいいで何が悪いかというのが難しいというぐあいに思ってます。そういう中で、報酬の決定の方式の一つとして類団方式という、類似団体に合わせるというような方式をとっていると思うんですけども、今回の執行部からの原案につきましても、由布市との類似団体に合わせたいというようなことでなされたんじゃないかと思います。

そういうことで、私も高ければ高いほどいいと思うんですけど、やはり一定のルールの中で決めなければ、逆に差別等が起こるんじゃないかというぐあいに思っています。そういうことで、今回の修正案の数字の根拠について、まずお聞きしたいと思います。

それと、2点目が、今回の修正案につきましては予算の増額を伴うというようなことの中で、予算の修正につきましては、御存じと思うんですけど、減額修正については何も問題がありませんが、増額の修正につきましては、議会として一定の歯どめがかけられているというぐあいに思っています。そういうことで、この点についてはどのような審議がなされたか、2点について、まずお聞きします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えします。

特に、今回修正案が出されたのが13条中、3と4のところの部分について減額修正をして、そのほかは増額、5がそのままですけど、というようなことでありました。過去に合併当時の協議の中でこの報酬が決定されたと思いますが、もう既に6年ちょっと、7年近くたった中で、この分団長、副分団長の給料については認められたところだと委員の中から意見が出されました。そのところを減額することについては異議があるというような意見が出されました。

それで、委員長報告にありますように、修正案についても反対意見もありましたが、採決の結果、こういう修正案を出す結果となりました。

また、ちょうど審査のときに総務部長に、当然予算に関係する部分でありますので、そのことについても一部問い合わせをしましたが、そのことについては、総額で金額の今上程されている予算内でおさまるのではないかという予測のもとに修正案を出しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 今回の報酬の改定については、二つのねらいがあるというぐあいに総務部長の説明から感じとりました。提案理由が、他の自治体との均衡と、消防団員の士気高揚を図るという二つ、そういう説明がなされたんですけど、一つは、県下の中で特に低かった団員及び班長の引き上げ、団長もですけど、それが一つのねらいだと。もう一つは、各階級間のバランスといいますか、それをとるということじゃなかったかというぐあいに思っています。

といたしますのも、もしこの修正案が通れば、県下の類似団体等から比較したときに、逆に団員や班長から見たときに、現行でいけば、そこに差別的な金額が生じるんじゃないかと。例えばこれが臼杵並みであれば、やはり団員が臼杵並みの金額であれば、さっき言いました、分団長とか副分団長についてもその額が望ましいんじゃないかというぐあいに思います。そういう中で、そのことについてはどういう議論になったか、お聞きします。

それと、もう一つ、さっきの予算の増額にかかわることなんですけど、条例施行の中で、自治法の222条の中に、特に執行部が出す場合は財源の裏づけが義務づけられています。もちろん議員提案については、そこまではないんですけど、やはりその趣旨は尊重すべきだという項目があります。このことについてもどういうぐあいに議論したか、もう一度お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えします。

類似団体というもののとらえ方、それと私も一般質問について、このことについては質問させていただきましたが、県平均で団員によりますと2万506円、市だけの平均によりますと2万1,014円ということで、いずれも下回っております。班長以下いずれもそういう部分では、いずれも報酬が一番低い状態であります。分団長、副分団長については、6万1,936円が市平均であります。ですから、類似団体というとらえ方によっては大きな差があるようにも思えますが、別府市などは団員で3万4,000円というような金額もありますので、特にその類似団体というとらえ方によっては随分開きが出てきます。そういうことによって、由布市の今までの、合併してこれまでの中でのある程度の判断をとらざるを得ないということで、この決定にしました。

それと、予算については我々もそういう意味で、二ノ宮議員が指摘されたように、増額された場合にその辺の影響が出るのではないかという心配は議論しましたが、そこまで踏み込んだ決定をこちらに権限がありませんので、最終的な結論は執行部にお願いするということになるかと思っておりますので、それで議論は終了しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 今、平均ということが出たんですけど、平均という言葉でいけば、例えば大分市等が入れば、すべて高くなると思います。例えば議員の報酬にしても、なぜ大分市が70万で、私のところが33万かというのは、僕自身は絶対に納得がいきません。同じような仕事をしながら日々議員活動をしている中で。とは言いながら、やはりそれは人口規模とかいろんな中で一つの一定のルールがあって、市民が納得するような数字を今まで皆さんと議論しながらやってきたんじゃないかというぐあいに思っています。

そういう中で、この消防の報酬については、私も少し入ってたんですけど、合併のときにどこかの町をそのまま使いました。そして、それがバランスが崩れているということはもう承知をしてたんですけど、なかなか、こういうぐあいに改定が出てこなかったんですけど、今回はそういうものをすべて加味をして、そしてバランスをとりながら、そして県下で一番低い、一番下の層とか、激務である団長の報酬を上げようという、練りに練った執行部の私は一つの案だったというぐあいに思っています。

そういうことで、そういうことが十分に議論されたかどうかについても、特にどういう根拠でそこだけをもとの金額にしたかということについて、もう一度お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えいたします。

総務委員の中で特に挾間の出身議員がけしからんというような意見を強く出されました。ですので、合併のときの3町の不均衡性というのを高いほうにしたので、こういう状態になったというような意見であります。現実には、多分湯布院町のことを指すんだと思うんですが、湯布院町においては団員から部長になるまでが約15年から20年、それから副分団長、分団長と、随時その積み上げとしてこういう役職を優秀な方が受け継いでやってこられて、最終的には団長というような一つのシステムとしてちゃんと成り立っていると私は理解しております。

ですから、その3町の中での消防団の取り組み状況に大いに3町は差があるというような認識を、実際に聞き取り調査をした中で私は痛切に感じましたので、この料金体系については何ら問題はないと理解した上で、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 11番、溝口です。委員長にお伺いします。

少し同僚議員の先ほどの質疑にも重なるかと思いますが、全体で修正案がいかほどの予算規模になるのか、もちろん改正前が幾らぐらいでという、総額の部分の数字をお伺いしたいと思います。

そして、平均のとり方にもなりますけれども、以前修正案を提出したことがございます。その

ときにも平均ということで考え方の相違が出てきたんですけれども、平均を議論するときに、上過ぎるものと下過ぎるものの、最高値と最低値というものを削って、そして中の部分での平均を見てみると、どのようになるのかとかいうような議論もしたんですけれども、そのような審査の中での議論があったのかどうか、この2点、済みませんけれども、お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 一つ、一番、上げ幅とかじゃなくて、現状維持というような意見がまず強く出されました。だから、下げること自体についての問題がノーだというような強い意見でありました。実際、分団長が19人と副分団長が16人の、それぞれ4,000円という予算が今度の予算での増額になるということなんです、実際805人の定員の現有団員が大体773人ですか、その辺の差がありますので、予算的には十分その中で賄えるという理解です。いいでしょうか。（「平均のとり方の議論はしましたか」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 最初に執行部からの説明資料によりますと、津久見市と3か所ですか——の資料です。この平均は、大分県内の全部の中の平均をとっておりますのと、市だけの平均と、3平均がございます。資料としてはそれぞれいろんな平均値がありますが、それにしても、いずれも団員、班長については、由布市は最低であります。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 大まかにわかりました。ただ、総額についての議論の点では、修正前と執行部提案のままの場合の総額というのは触れられなかったわけですね。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 数字的には触れておりません。概算でやりましたので、済みません。（「後で資料を見せていただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 大変お疲れでございます。私は、修正案並びに原案に対しましても反対の立場で討論させていただきます。

原案は、他の自治体の報酬を参考にしまして基準をつくったため、今、皆さん、るるおっしゃられておりますように、分団長、副分団長が現行より下がると。非常に、この結果としてはいたし方ないことと考えますが、合併してこれまで現場で活動された団員の方々には非常に心苦しく思いますし、しかし一定の基準を設ける上ではこのようなこともあろうかと思えます。が、士気

高揚は図られるというやっぱり提案理由でありますので、これについては甚だ疑問が残るところでございます。

しかし、修正案は下がる部分を修正し提案していることが、やっぱり十分な調査、研究、議論が不足をしていると。そして、この議案の提案権というのが非常に私は重要であると思っておりますので、その根拠はやはり乏しいと言わざるを得ません。そして、原案には、分団長の中で3人は本部付で副隊長の任務の職務にもあるにもかかわらず、その部分も取り入れてない。これらを考慮いたしますと、もう少し内容の精査や十分な調査をして調整をする必要があると、やっぱり言わざるを得ません。

したがって、原案に対してもやっぱり反対せざるを得ないということでござまして、私も委員会の中での述べましたが、こういう結果でありますので、結論として、したがって修正案と、原案ともども反対としたいと。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 修正案に対する賛成討論をいたします。

基本的に、合併協議で先ほど例に出されましたけれども、湯布院の分団長の果たした役割というのは非常に高く評価して、やっぱり湯布院に見習おうということで、当然分団長といえれば各それぞれの地域の指揮者であります。その指揮者のやっぱり湯布院が、皆さんも御承知のように、分列行進にしても何にいたしましても毅然としてやられていることについては、私も去年まで団員をしておって、やっぱり学ぶべきところはたくさんありました。そういう点からいけば、分団長、副分団長の報酬を引き下げるなんていうことはとんでもないことです。この総数、先ほど3名プラスして35名については8,000円です。合計28万円については、先ほど委員長が報告しましたように、定数で予算を組んでますから、現行の人数でいけば、その予算は十分足りるということ。

なおかつ、類団とかいろいろ言ってますけど、基本的に合併協議は一体何だったのか、そして合併協議から今日までこの金額で来たことが一体何だったのか。それらが、否定するような、また自分で自分につばをするような、そんなこと平気で言う議員もおりますけども、私はやっぱりそれはちょっとひどいんじゃないかと思うんです。少なくとも今日まで、それでいろいろ問題があったわけじゃありません。しかし、団員でいえば、町村の平均が、例えば、町村だけで団員が1万9,000円が平均なんです。部長、班長で2万2,000円ということで、部長になりますと大体3万1,000円、町村です。町村の平均がそれであるにもかかわらず、市の類団と比較して、類団が低いからとかいうような根拠には私はならないというふうに思います。やっぱり消防団員、県下、皆さんこれで頑張ろうというにはそれなりのものをやっぱりきちっと報酬出す

べきだというふうに考えます。

以上のところから、総務委員会、いろいろな意見ありましたが、総務会の多数としては、細かい数字の、会計ごとにこれが適正かどうかということよりも、むしろ値下げすること自体が問題だと、これだけはやめてほしいと、だから、そういうことで賛成、4人いたんかな、委員長入れて5人いたんですけども、3対1で3人が修正案を出してほしいとお願いをしたところ、反対者1名おりましたけども、結局、これで皆さんにお願いすることになりました。ぜひとも修正案に御賛同いただきたいということをお願いして、賛成討論といたします。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 済いません、修正案に反対の立場で討論します。

もう本当は黙っちょこうと思ったんですけど、いろんな人の考えはあると思いますが、今回のこの報酬の決定というのは、何か1つのルールづけが、私、必要だと思ってます。今回出したものについては、特に県下の平均から見たときに低いんだというふうなことの中で、そこを引き上げようと、そしてまた言えば、類似団体とのバランスをとろうというような執行部の責任を受けました。私も、高いほうでいいと思います。

しかし、こういうものについては、一定の、市民に対して、そして皆さんに対して説明ができるようなものでなければならないというふうに思っております。確かに今、湯布院のそういう役職の方はすばらしい消防団だと思ってます。しかし今、同僚議員が言いましたように、決して挾間、庄内のそういう人たち劣るものではないと、やはりすばらしい活動を、私はしてるんじゃないかと思っております。

しかし、団員の士気というのは、私もずっと消防団に入ってたんですけど、私の報酬が幾らだというのは1回も考えたことはありません。しかし、やっぱり使命感といいますか、今回東日本の大震災の中で、消防団の人がなぜあんなに死んだかという、報酬をもらってるからじゃなくて、やはり消防団という使命感の中であんな悲劇が起きたんじゃないかというぐあいに思ってます。

そういうことで、私も本当は下げるのは反対です。しかし、やはり行政の中で一定のルールというものを、説明をしながら、皆さんが納得するようなものがないんじゃないかということで反対の討論とします。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決を行います。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立13名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をします。お諮りします。修正決議した部分を除く部分については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、修正決議した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号由布市印鑑条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。先ほど全員協議会で聞いたんです

けども、何か、介護保険料は大分県で2番目に高いそうですね。この基準額がこんなに跳ね上がったことについて、委員会ではどのように議論したのか、まず1つ伺いたいと思います。

2つ目は、生活保護や、本人及び世帯の全員が非課税のところについては、基準額の半額、年間3万6,402円の保険料を払わなきゃいかんのですよね。本来、これは料金でありますけども、生活、非課税の点からいけば、こんな所得がない人に年間3万6,000円も負担させるということについては、委員会ではさしたる議論もしなかったのかどうか伺いたいと思います。

それと、一番肝心な点であります、社会保障制度の中でも介護保険、何年前取り入れた、10年ぐらいたつと思うんですけども、にもかかわらず国の負担金は調整交付金入れても30%満たないんです。それと県や市を合わせて公費で5割負担ということで、国はいかに生活保護以外を財政負担をしてないかちゅうのはよくわかる部分なんですけども、こういうことを抜きにして加入者だけにそのしわ寄せをするちゅうのは、私はとんでもないことだというふうに思うんです。国が負担金を削減した分は、市町村が見るちゅうのは当然なんですけども、それ以上に国がもともとやっぱ社会保障として半分以上は負担するという原則が、どこかに飛んでしまってるのが一番問題だと思うんですけども、そういうことについて委員会の中では多少議論したのかどうか、お尋ねいたします。その3点です。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 教育民生常任委員会の審議の内容でお答えをいたします。

まず、今回の改正につきましては、今の由布市の介護保険の実態が県内で保険料が豊後大野市に次いで2番目に高いという御説明はいただきました。非常に介護保険の状況が厳しいという状況を踏まえた上で、本来は保険料を軽減したいんですが、この現状の中でどうしようもないという状況についての説明がありました。

どうしようもないからしょうがないかなということだけではなく、せめて今の12番議員が言われるように、そもそも国の負担率が低すぎるということについてはもちろん委員全員そのことについての認識はあります。

ただ、これは、例えば国に抜本的な介護保険制度の改正を求めるとかというような動きを今後していくということを含めてでないに対応できないと、今、由布市としてできるせめてものことは、せめて低所得者に配慮した、今回第3区分を二分割をして、せめてちょっと軽減できる枠を設けたということと、あとは市の中でできることといえば介護予防に力を入れていくようなことしかできないという状況の中でのやむを得ない一部改正だというふうに審議をして結論を出したところです。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長が触れられた国の抜本改正の部分なんですけど、国とし

ては国の負担を少なくしたまま、市町村にやらせると市町村が横出し、持ち出しをするので、県で統一してやらせようというたくらみを今してるんです。そういうことについても委員会で議論したのかどうかお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） その件につきましては、全員協議会のほうでもちょっと報告がありましたけれども、今回、県内の市町村が集まって国に意見書を出そうという動きがありました。その意見書の中身は、まず、抜本的な介護保険制度を求めると、それからもう1つは、今12番議員が言われたように、県内で介護保険を広域化して、県単位で広域化していく制度をつくろうかという意見書が上がっているということで、由布市もこのことについてどう思いますかというので、委員会の中で議論が分かれました。議論しました。抜本的な制度改正については賛成なんだけれども、それが県内で広域化することでごまかされるというんですか、抜本的な改正にはならないというふうに我々委員会の中で議論をして、この意見書を出すことは今回は控えました。県内での広域化による改正を求めているのではなく、そもそも国と地方のあり方を見直す制度の改正を求めていきたいという議論はされたところです。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 議案第8号由布市介護保険条例の一部改正については反対をいたします。

1つは、やはり基準額が4,790円から6,067円というべらぼうな金額の値上げ、これは絶対認められないと、2つ目は生活保護や本人を含む世帯非課税のところに対してその半分3万6,000円を支払えなんていうのは無理な話なんです。だからそういうことについても、それを負担軽減をするためにどうするかということをやっばきちっと担保しなきゃいけないと思います。その大もとになるのが社会保障制度という医療、介護、年金、どれをとってもそうなんですけれども、国がその社会的責任を果たす、5割以上の負担をするという原則がどこも守られてないと、そういうことについて厳しく、やっばやかましく言って、国が出さない分をやっばり市が補てんして加入者の負担を軽減するという立場に立ってほしい。ましてや基準外とか基準内とかいろいろ言って、それをけち、渋ろうとするようなやり方ではけしからんというふうに思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。13番、淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 13番、淵野です。私は、積極的ではないんですが、賛成の立

場から討論をさせていただきたいと思います。

今回の第5期の介護保険料に際しましては、るる高齢者人口増に伴う介護認定者の増加があるということ、それから第4期で、財政安定化基金を県から借りてそれをまた返さなければいけないということ、それからまた国の単価、価格が変わったということ、るるいろいろあるんですが、本当に断腸の思いなんです、これはいろいろな状況を見たときには今の由布市としては仕方のないことかなというふうに受けとめております。

また、今まで6段階だったのが、第7段階に細分化されたということと、それから私は一般質問のときにも申し上げたんですけども、保険料の上昇の現状と、また、介護保険を受ける高齢者の方たちの思いの部分とといいますか、アンケート調査では65.8%の方がサービスはこんなに要らないから現状のままでしてほしいというアンケート調査があります。そのアンケート調査を見たときに、やっぱり現場で働く人、そういう方々をお世話する方々の意見をお聞きしますと、やはり忍びない、保険料を上げるのは忍びないという、そういう、私も板挟みでありましたが、もう5期が24年度から始まるわけで、いろいろな制度も24時間サービスとかさまざまな介護の法改正とといいますか、そういうこともございますので、これはいた仕方のないことだと私は受けとめました。そのかわり、介護予防にこれだけの介護保険料を投入、払っていくのだから、在宅の方々には、やはりもう少し温かいサービスを、私は横出しでもいいからしてほしいと行政にも申し上げております。

第5期介護保険事業計画策定委員会というのがございまして、そのときでも私も申し上げてるんですが、だからこそ介護予防とか、委託事業者に丸投げで任せないで、やはり保険者は由布市ですからなるべくそういう介護保険対象者ができるだけ困らないような、そういう介護予防に力を入れるとか、もっときめ細かな温かいサービスをお願いしたいということも込めまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

佐藤郁夫議員から所用のため、午後から欠席届が出ております。

次に、日程第16、議案第14号由布市公民館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号由布市消防手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号由布市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号由布市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号由布市と大分市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号由布市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号由布市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号由布市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号由布市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号由布市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号由布市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第29号由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関

する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第30号由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第38号平成24年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 産建の委員長にお尋ねいたします。慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定したとあります。少数の意見は、反対者はどういう意見だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えいたします。

2名の委員さんの反対がありました。内容につきましては、1,400万円の予算に対して、何ていうんですか、観光協会だけに今の時期、こういう予算をつけるのは多いんじゃないかという意見が主なものでした。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今の、もう少し詳しく言ってもらえんですか。その中身と、反対者の反対する理由がいま一度、よくわからないんですけども、なぜこの時期にその予算をつけるのが妥当ではないのか、そこ辺がわかるように教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 今、震災の影響もあります。そういう中で、日本全体が不景気、景気がよくないということもあります。そういう時期の中にあって、湯布院の旅館に関しての事業だけに1,400万円の予算をつけてます。それが、今の時期、よくないんじゃないか、いろんな不況の中で困ってる業種がいっぱいあるということで、1つだけこんなに優遇するのはおかしいんじゃないかという少数意見であります。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 産業建設委員長にお伺いたします。審査結果の、陣屋の村のトイレバリアフリー工事の件についてのことですが、その文言の後に、地域農業振興の拠点施設としていくために、指定管理者が迅速かつ自主的な運営を行うことができるよう検討すべきであるということはどういうふうに議論をされたのか、お聞きしたいと思います。

もう1点は、7款商工費の九州三湯物語事業については事業の収束に向けた段階であるということ認識すべきであるとありますが、これ、どのように議論されたのか、詳しくお知らせください。

以上です。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） まず、陣屋の村の件です。

今、現在豊後木材という会社が指定管理を受けております。これ、もう言ってもいいと思うんですけど、この陣屋の村を指定管理をされてる敷地内でNPO法人が重複して土地を借りてるところがあります。そういう話の中で、私たち産建委員会として陣屋の村を視察、行きました。それで、そこの陣屋の社長さん、豊後木材の社長さんから詳しい話と、行政のほうはあんまり聞いてないんですけど、指定管理をしている上で困ったことということで、一方的に豊後木材の話だけを聞いております。

そういう中で、お客相手の施設であって、いろんなことが困ったときに、行政にお願いしても答えが返ってくるのが10日後、1週間後ということで、非常に客商売としてはやりにくいというような話が来ました。これまだ、農政課等にはまだ話はしてないんですけど、私たち委員が感じたのは、挾間町の顔でもありますこの拠点施設の陣屋の村をどうかしていくためにも、早急に行政と指定管理者等で早急な話し合いが必要じゃないかということで、こういう文面にしております。

それと三湯物語ですが、行政のほうからは交流は継続していくが事業についてはほかの2市と今後縮小、停止も含めて協議を……、というのが委員会の意見です。それに対して、説明としては、交流は続けていくが今後とも2市と協議を進めて縮小、収束も含めた協議を始める、求めるですか、始めるですか、そういうような内容になっています。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 陣屋の村の指定管理者とNPO法人が重複して土地を借りているっていうのは、私もちょこっと聞いたことがあるので、行政のほうにお聞きしましたら、それは重複はしていないと、NPO法人に貸しているところは指定管理の中の契約の中に入っていないというふうに聞いていたんですが、それは行政との話し合いができていますのかどうか。

それとあと、迅速かつ自主的な運営を行うことができるよう検討すべきであるということは、具体的にどうしたらそういうふうになるのかということも議論されたのかお聞かせください。

それとあと、収束に向けた、交流はするけども、事業としては今年度というふうに受けとめていいんでしょうか。来年度からは事業費は出ないというふうに理解していいのかどうか、お聞かせください。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 重複箇所につきましては、陣屋の村の重複箇所ですけど、これは解消はされてるようです。何か、近くそういう話が行われたようです。

それと、三湯物語は、私たちはもう収束に向けてやるべきじゃないかという意見を出しておりますので、来年予算がつくつかつかないかは、後行政の出方だと思っております。

○議長（生野 征平君） 渕野けさ子さん。

○議員（13番 渕野けさ子君） 最後です。先ほどの迅速かつ自主的な運営を行うことができるように検討すべきであるとありますが、じゃあ、どういうふうにしたらそういうふうになるのかという具体的な話し合いになったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 今、豊後木材が陣屋の村に対して約3,500万円のお金をつぎ込んでいるというふうに聞いております。そういう中で、自分たちは努力をやってるのに行政が取り合ってくれないとか言ったら悪いんですけど、返答が遅いと、返事が遅いということで、お客商売だからそんなに待てないというような感じで、どんどんお金をつぎ込んでるという状況であります。

そういう中で、指定管理者と行政がもう少し歩み寄った話をしながらしっかりした施設にしていくべきじゃないかと思っております。

いろんな話もしたんですけど、これの話は、僕は皆さんの、議員が、共通な意見を持つために、

やはり全員協議会等で、農政課から詳しい報告なりやっていっていただいて、この施設をつぶさないように、また指定管理がうまくいくように皆さんでやっぱり見ていく施設じゃないかと私は思っております。

返答、よろしいですか、それで。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 総務委員長にお願いします。お聞きします。挾間・庄内地域における防災無線の件ですけれども、24年度中には何らかの姿が見えるように書いておりましたが、このときに、内容が、どういう内容の質疑が委員会の中で出たのかと、そのときに執行部、行政の方がおられて、行政の方がどういう対応をしたのか、おられれば委員さんの中でどういう対応が出たのか、お話を聞きたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えいたします。

この報告書にもありますように、委員の中から挾間・庄内地域における防災無線の整備を強く要求するというような意見が出されたということでありまして、委員会の中でそのことを、委員会の中では大変な高額な費用を負担することになるので、それにかわるものを今行政が進めているという話の中で、それではやはり難聴地域とか、市民全域にその辺の情報が伝達できるような方法としてはやはり防災無線を求めるという意見でありました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） この文面でもありますように、24年度中には何らかの姿が見えるように、こういうふうに文章なってますけれども、この回答についても執行部の方は何か回答されましたか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） この意見が出たところはまとめのところでありまして、執行部からの返答等はありませんので、委員会の中での委員からの意見として、少数意見として書かせていただいております。

以上です。

○議員（18番 利光 直人君） ありがとうございます。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 11番です。教育民生常任委員会委員長にお尋ねいたします。教育の部分でございますけれども、中高一貫教育推進についての目標達成のために連携支援のあり方や有効な予算執行方法を考える必要があるという言葉でございますが、どのような内容の議

論が出て、こういう連携支援の具体性とか予算執行の方法などが話題となったのかを教えてください。

もう1点、同様にその後段になりますが、委員から教育行政の執行に当たっては、教育基本法にのっとり、さらなる教育行政の充実を求める発言ということでございましたが、この具体的内容などについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えいたします。

中高一貫教育については、中高一貫教育の経費として多額な経費を計上しています。その主なものは、相互乗り入れの教師の人件費などが主ですが、そのこととあとスクールバスの補助を行っております。なかなか10人程度の子どものために多額のスクールバスの費用を助成していることについていろいろ意見が出されました。また、JRの路線と並行して走っているということも含めて、本当に今の路線と今の時間帯でのスクールバスの運行が費用対効果があるのかということと、それから中高一貫の制度、そもそも導入した意味や異議をもう一度考え直すべきではないかと、もちろん由布高校存続のために中高一貫というシステムをとったわけですが、中高一貫してしないと、連携した教育を行うためにも、本来の目的をもう一遍見直して、今もう一度本来の初心に戻って中高一貫をやり直すということが、考え直すということが必要ではないかという意見がさまざまです。

具体的な予算の面では、バスの運行費について運行時間や、運行路線や、運行形態をもうちょっと検討すべきという意見を含めた意見です。

あと、教育行政の執行に当たってということについては、1委員からの発言でもありますが、基本的に教育基本法にうたわれていることをしっかり施策の中に充実させるべきだということで、るるいろんな意味を含めた御発言だったというふうに受けとめております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） まず、1点目の、最初のほうでございますけれども、連携支援あるいは予算執行ということで、具体的には教師の人件費、乗り入れ教師ですね、教育乗り入れの教師の人件費とスクールバス等に限定というか、ここが大きな二本柱だったので、ここらあたりだとは思ったんですけれども、その後の、その先の予算執行になる部分での、私も一般質問で行いましたが、手法についての集中的な、投資ではないんですけれども、予算の集中などをすべきということで、一般質問でも私、行いましたけれども、それがどのような形で、この報告の中に生かされてるのかなということで、もうちょっと詳しくお答えを願いたいと思います。

また2点目も、教育基本法の中の部分的なもの、その部分、のつとる部分が具体的に出来るか

どうかを最初お聞きしたので、具体的には一体どの部分にのつとれというふうに表明がなされたのかを、もうちょっとお願いします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 1点目ですけれども、一般質問でも取り上げられていた件については、むしろ進学率を延ばして、徹底的に教師に学習指導を充実させるべきという御意見を含めてだったと思うんですけども、もちろんその部分については充実させていくと、中高一貫の所期の目的の1つに由布高校への市内からの進学者をふやしたいと、ふやすためにはやっぱり大学への進学率などを上げていくことも1つの由布高校存続につながる中高一貫の制度を取り込む目的の1つでもあるので、もちろんそこはやっていきたいと。ただ、進学率を伸ばしたりすることについては、時間もかかるし、いろいろ指導体制も、今ちょうど頑張っているところだという説明はるる受けました。もちろん、見直せというのは、それをやめろというわけではなく、より充実させて、その方向で力を入れていきたいという意味で意見が出ております。

教育基本法のことについては、それぞれのいろんな具体的な施策も挙げられておりましたけども、委員会としての議論という話ではなくて、1委員がこういう御意見を述べられていたという紹介のつもりで書かせていただいたことで、委員会としてこの内容について議論したということではありません。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） では、1点目のほうは、集中をして、進学率のアップなんかも考えていくが、その方向は、今年度は当然ですけれども、次年度も、長いスパンを置いてその方向でいくということに理解してよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） そのとおりだと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 教育民生常任委員長にお尋ねをいたします。4ページの教育施策に関して出された主な意見の中の3つ目の黒丸ですけれども、学校ごとに詳細な災害対応や避難訓練、避難指示のマニュアル作成とともに、市全体の災害時の云々ちゅうのがありますが、これからいくと、この文章からいくと、まだ各小中学校にマニュアルができてないということの判断でいいんですか。また、その中で、できるとしたらいつごろできるんですか、その辺も話してみましたか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 今現在でももう、小中学校には避難訓練なんかのマニュアルはあります。ただ、今回の3・11を受けて、市全体の防災計画なんかも見直しているの、

もう一度本当に現場のマニュアルが実態にあったものであるか。それから今回の東北のほうの震災で、例えば、子どもたちがいざというときの引き渡しとか、そういうことについていろんな新しい課題が見えてきたので、そういうことを含めた見直しをしておくべきだという意味です。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） ちゅうことは、従来のものはあるけど、3・11以降のものはあたってないちゅうことですか。そのままちゅうことですか。前のマニュアルのままだちゅうことで解釈していいんですか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 前のものはあって、今現在見直そうとしているという説明はありました。見直したものができ上がっているというふうには聞いておりませんでしたので、委員会としては見直そうという意向があるので、ではしっかり現場に合ったものに見直していくようにというふうに意見を述べたところです。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 委員会として、その後、いつまでどうするんかとかいうことまでは何も述べてない、それを聞いただけですか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 具体的に何年の何月までにつくり上げるかというような期日は言われておりませんでした。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般会計、賛成多数って書いてあるんですけど、小数意見が聞かれなかったんで、反対討論の中で言います。

1つは、やはり顧問弁護士は必要ないということでもあります。顧問弁護士も、活用によっては役に立つと思いますけども、これまでの経過を見ても、顧問弁護士に訴訟を依頼して、和解できたやつも裁判したり、あるいは地裁で有利な条件だったやつも控訴して不利になってしまうとか、そんなマッチポンプみたいな使い方をするんじゃないかって、顧問はこれは裁判が適当かどうかという相談をして、本裁判は別の人に頼まなければ、やっぱりいけないというふうに私は思います。

2つ目は、人権・同和対策課です。もう法律がなくなってから10年もたつのかかわらず、いまだに部落差別があるとか言って同和対策を残すなんてのはもう言語道断です。ましてや、それに2人の幹部をつけて、職員の高給をつけて、特に公民館で行ってる研修についてやっぱり一

般施策で行うべきだと、特別扱いするようなことは、私も現地の人たちと話をしましたけども、そういうことをしてほしくないというのをきちっと言ってました。にもかかわらず、いまだにそういう、実際に地域の人の声を聞かずに、運動団体だけに同調したような施策をやるちゅうのは言語道断ちゅうか、もうやっってはいけないことです。

最後は、ほかの国保以下、介護保険、後期高齢者保険にも共通することなんですけども、基準内とか基準外とかいって、そして、財政支出をけちるようなことはやらんでほしいと。先ほど介護保険を例に出しましたけども、介護保険でも基準は定めたけど、あくまでも国が50%しないために、公費負担50%に近づけるために、市や県にも12.5%という負担させてるんですけども、これは後期高齢者医療保険でも同様の理屈です。しかし、なおかつそれでも低所得者に、先ほど言いましたように、高額な負担がかかるわけですから、それに見合う財政出動は一般会計からやるべきだというふうに思います。とりわけ、財調をこんなにとめてるんですから、金がなわけじゃないんです。きちっとそういうの手当てして、何か特別会計は独立採算制だからとともなことを言いようごたあけども、市民をいじめる最高の理論です。市民が国によっていじめられてるんだから、やっぱそれを市が助けるっていうのは当然のことなんで、財政出動に対しては、基準内、基準外という変なへ理屈をついで、きちっと市が補てんして住民の負担を軽減するというふうにやってほしいということをお願いして反対討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第39号平成24年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。委員長の持論が、今回値上げせずにやって、以前言ったことなんですけど、赤字にして、そして市民に訴えるということをおっしゃってましたけども、委員会の議論の中で、どういうふうな、あなた自身の主張、それを行われたかどうかはわかりませんが、基本的にこの予算でやってどういう方向にしようというふうに考えておられるのか、そこら辺が、私が言いたいのはやっぱり国がけちってる負担をやっぱりどこが補てんするかという議論をきちっとしてほしかったんですけども、その部分についても触れたかどうか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 委員会で私の持論は展開しませんでした、この会計の中でやりくりせざるを得ないということと、それから24年度予算については、税率及び限度額の改正を行わないでこの予算でいくんだということだったので、この予算内でせめて医療費の削減に努めるという部分での委員会議論だけになりました。国の負担等々についての考えについて、今回の委員会で議論はいたしませんでした。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これはもう一般会計とも連動するんですけども、基本的によく例に出します政策経費なんですけども、3分の1、3分の1、3分の1で保険も、一般会計も、国もそれぞれの負担をなさいということで、国はそれを今交付税の中に入れてるからということで、市から交付税分を含めて、国の分も含めて3分の2を出すようにしてますけども、基本的に政策経費というのは出せば出すほど負担かかる。例として、出産手当のことを言いましたけれども、従来20万円何ぼ、そこらだったのが、今では40万円ということでもう倍の金額がかかるにもかかわらず、その負担割合を同じにしてるといふのは不当だというふうに思います。今度の予算書にしてみると、大体政策経費についてはきちっと一般会計のほうで見てますけど、それでも負担割合としては、私はやっぱり少ないと、こういうときに基準内とか基準外とか言うたらんで、きちっと市のほうがそのほうを負担すべきだというふうな理由で、私は反対いたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第40号平成24年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほど議案の中で、介護保険料の値上げのところで言いましたけれども、基本的にそういうことなんです。

ただ、賛成者の討論でも、やっぱり値上げしたくないというふうにおっしゃってました。だから、そうするためにはどうすりゃいいかということで、やっぱりきちっと一般会計から財政支出して。考えてもください、所得のない人に何でそんな金を払わせるんですか。そこをやっぱり国がそういうふうに強行しても、市のほうで、市民の立場に立って市民生活を圧迫しないという立場で援助の手を差し伸べるということをお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第41号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これが広域でやってる後期高齢者医療の会計なんですけども、もう広域でやったらわからんごとなりますよね。今度の値上げもさっぱりわからないと、由布市の実態がどうなのかというのもさっぱりわからないと、広域連合の議会に出とって、市町村別のことは一切出さないんです、表に。だから、そういう点でいえば、前の連合の議員からもそういうふうに言われてましたけども、やっぱそこ辺言わなくてもそれを出させて、由布市はこういう実態ですよという報告書ぐらい由布市議会に配れるようにしないといけないというふうに思います。

値上げも含めて、そういう一連の負担も含めて、今のような広域連合のやり方は認めることはできないんで、反対いたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第42号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第43号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第44号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第45号平成24年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 委員長にお尋ねします。一般質問でもお伺いしましたが、収益的収入のところで赤字決算を今年度は組んでるわけですが、そのことについて委員会でどのような審議がなされたのか。

それと、長期借入金の部分で一般会計補助金も1,242万円繰り出しているわけですが、その辺の絡みと、次に、挾間町上水道についての4億2,000万円監視制御設備更新工事計画というのが出ておりますが、この辺の初めて聞くことなので、そういう議論がどの程度されたのか、3点についてお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 上水道が赤字であるという報告は受けました。

それから一般会計からの繰り入れですけど、赤字と関連して一般会計からの繰り入れをしております。長期に返すということです。

来年に4億2,000万円の監視制御設備更新工事を、計画をしております。設備的に古いんだらうと思うんですけど、これに関連して挾間でも経費のかからない上水道、委託で多分調査やってると思うんですけど、早急にかわる代水源ですか、そういうのにも向かっていったらいいんじゃないかという委員の意見であります。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 一般会計からの補助金もそうなんですが、独立採算の事業として、事業会計として繰り延べの損益勘定留保資金を持ってるわけですが、その部分を使わないで長期借り入れをするという点について、委員さんの中で異論等はありませんでしたか。

それと、挾間上水道の25年度からのこの事業について、まだ水道運営協議会でもまだ出てないようなことが何で既にもう委員会の中で説明されたのかというのを説明があったのか、2点についてお尋ねします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 工事の説明ですね、4億円。これは、多分時期的なものかな、更新時期が来てるということで、25年度に4億2,000万円の、更新が来てるということです。

それと、私も運営協議会の資料をいただいて読ませていただきました。その中でも、活発な議論が出てました。そういう中で、私たちは説明にとどまって聞いていたという状況であります。

○議長（生野 征平君） ほかに。鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 委員長にお尋ねいたします。昨年9月に調査費がついて、新しい水源がどうだろうかという、今調査をされてるという話を聞いてるわけですが、そういう中において、今年度、中央監視制御設備を約2,000万円をつけてしようとしていますが、これは、来年には4億2,000万円という予算がつくようになっておりますけど、実際にこれはもう少し新しい水源を探すためにも、時間があるかと思っておりますけども、現状の機械を修理をして使えるというふうなことの説明等はなかったかどうかお尋ねします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 既存の設備を修理というんですか、そういうのをするとというような話は出てません。ことしが実施設計の委託料2,000万円、それと来年4億2,000万円の更新工事を行いますよという説明を受けました。

これについて、整備も古くなってることですから、多分お金がいっぱいかかってくると思います。そういう中で、委員からの意見として、代替できる水源はないんかと、そういう中でこういう話が出てきたのが事実です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今、水源地、調査は今行ってるような状況だと思うんですけども、もうそろそろ答えがでるかと思っておりますが、それにおいても本年度2,000万円、来年度4億2,000万円という金額は、やはり余りにも投資が大きすぎだと思います。水源がやっぱり新しく見つければ新しい水道できると思いますんで、ここんところもう少し現状で修理等ができてながら、様子を見ていくことができなかつたかちゅうことを議論されなかつたかちゅうことを聞いてるんですけども、そこちょっとお願いできませんか。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 今、仮に新しい水源が見つかったとします。それから工事関係、プラント関係、設備をつくるのに、恐らく僕は10年計画ぐらいの話になっていくんじゃないかと思っています。それで、この更新時期が来てる、4億2,000万円かかるわけですが、これはもう仕方ないことだと思っています。挟間町民の人が安心して水を飲むためには、やっぱりこのお金をかけないとできないということですので、返事はいいですか、これで。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） だから、あそこだましましでも使いながら新しいものに行けるような考え方ができなかつたかちゅうこと。やっぱり投資が余りにちょっと大きいものですから、

そういうふうな議論もされた上で、こういう予算上げられるならわかりますけど、もう少しここは検討課題があったんじゃないかと思うんですけども、ぜひそこところをもう一度考え直してもらうことはできないかと思います。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 水はやっぱり欠かせないものだと思ってます。生活する上で、水がとまったら即いろんなことに支障が出てくるもので、だましましとか、まだ中古の製品でもとか、そういう、僕は状態にはならないんじゃないかと思っております。毎日必要な水ですので、100%安全ということ、そしてまた、100%きちっと供給できるということがこの事業の主なことだと思っております。今、議員が言われるような方法には僕はならないんじゃないかと思っております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は14時15分とします。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

追加日程第1. 議案第46号

追加日程第2. 発議第2号

追加日程第3. 発議第3号

追加日程第4. 閉会中の継続審査・調査申出書

追加日程第5. 議員派遣の件について

○議長（生野 征平君） お諮りします。本日、市長から議案1件、議員発議として発議2件及び

各委員会から閉会中の継続審査・調査申請書が提出されています。については、この提出案件4件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、議案1件、発議2件、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての5件は、追加日程第1から第5として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、議案第46号、追加日程第2、発議第2号及び追加日程第3、発議第3号を一括して上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。まず、議案第46号について、市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました追加議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第46号の副市長の選任については、清水副市長が3月31日をもって辞職されることに伴い、島津義信総務部長を副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 次に、発議第2号について、14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 発議第2号郵政改革法案の早期成立を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

この案件については、先ほど継続審査となっておりました請願書に基づきまして皆様方の同意をいただきましたので、意見書として提出するものであります。

提案理由、郵政改革法案の早期成立を求めるため。裏面をお開きください。

意見書（案）は前回でも提出しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、発議第3号について、7番、高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） それでは、発議第3号東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議。上記の決議を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

提出者、由布市議会議員高橋義孝、賛成者、由布市議会議員渕野けさ子、溝口泰章、長谷川建策、廣末英徳。

提案理由、被災された方々への支援を行うためです。裏面をごらんください。

がれきの処理に関しましては、皆さんる御承知のとおりであります。本市におきましても、これまで消防職員の派遣や救援物資の搬送、被災者受け入れ態勢の整備等を行うとともに、宮城

県名取市等に職員を派遣するなど、さまざまな形で復旧と復興に向けて支援を進めてきました。

しかしながら、ここに至りましてがれきの処理ということが非常に問題視をされております。被災者の方々の苦悩を思うと全国民の協力によるがれきの一日も早い処理が求められています。よって、本市議会は本市に対し、がれきの処理について関係する自治体と早急に協議を行い、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な態勢を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて、積極的な取り組みを求めるということを要請する決議でございます。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、議案1件、及び発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。まず、追加日程第1、議案第46号副市長の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定に順じ、島津義信君の退場を求めます。

〔島津義信君 退場〕

○議長（生野 征平君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 1点だけ、任期について詳しく教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 基本的には4月1日からになります。

○議員（14番 太田 正美君） 何年間ですか。

○総務部参事兼総務課長（佐藤 式男君） 4年間です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、島津義信君の入場を許します。

〔島津義信君 入場〕

○議長（生野 征平君） ただいま議案第46号副市長の選任については同意することに決定しましたのでお知らせします。（拍手）

ここで、島津義信君よりあいさつを受けます。

○総務部長（島津 義信君） ただいまは副市長の選任に御同意をいただきましてまことにありがとうございます。改めて身が引き締まる思いがいたします。

私は、昭和52年に挾間町役場に入りまして、約35年間職員として勤務してまいりました。その間、時代は昭和から平成へと移り、社会環境も大きく変わってまいりました。少子高齢化、そして人口減少社会の今、行政運営は大変難しくなっております。課題は山積をしておりますが、市長を補佐して精いっぱい努力してまいりたいと思います。議員の皆様には、これまで以上に御指導・御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、追加日程第2、発議第2号郵政改革法案の早期成立を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第3号東日本大震災で発生したがれきの処理に関する決議を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 提出者にお尋ねいたします。自分の県で処理をすることを決めた福島県はともかく宮城県と岩手県においては地元で処理したいという多くの地元の建設会社、あるいは直接、建設会社じゃないけどいろんな事業所がこれだけはやりたいということで、国や

県にお願いしてます、今。そしたら、県のほうは許可業者じゃないからということで、それはできないと突っぱねてます。この災害時に許可も何もないじゃないかと、地元で仕事をさせてくれと、今正業がほとんどできないんで、これを地元でさせてくれということは、もう切実な願いなんです。特に陸前高田市では市がプラントを入れてやるから、ぜひ市にやらせてくれということをお願いしました。しかし、それも国は認めないということで、国の方針としては、県知事、そういう業者は認めないという県とともに、県と環境省が一緒になってこれを広域処理するという方向を決めています。それじゃあ地元に対して、今回予算措置した3,800億にしても、その2,000億は鹿島などのジョイントベンチャーにみんな流れてるんです。だからそういうやり方おかしいやないかと。ましてや、東京に流れた10万トンについては、当然下請けがそれに入ってるちゅうことで、あんまりじゃないかちゅうことで、地元から抗議が殺到してるんです。だから、こういう緊急の折には地元の建設業者や地元のいろんな事業者、規制緩和して、こういうときこそ規制を緩和して地元でしてほしいと、させてほしいと。特に岩手県については3年間で今の処理場で解決できるというふうにいってるんです、規模からいって。宮城県も大体それに似たようなこと言う、市町村はです。県のほうは、いやできない、そういうことは許可できないというふうに言ってますけども。そういうことを考えたときに、今広域処理をせよという環境省の立場でやると、地元の業者にとっては本当に深刻な辛い思いをしなきゃならんというふうに思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） お答えをいたします。今議員言われるとおりのような状況であれば、なおさら国が悪いとか、もう少しこういうふうな助言したほうがいいんじゃないかっていう傍観するのではなくて、やっぱり被災地任せにせずに、そういったところに積極的に関心を持って取り組みを行う、全国の知事会、市長会、議長会等々ありますので、この決議を上げることによって、さらに本当に被災地のためになる瓦礫の処理が行えるのではないかという意味も込めて、ぜひこの決議を上げさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実は、先般、環境衛生組合の同僚議員が代表質問するというところで大分市議会の傍聴に行ってたとき、福島の方がみえられてて、ぜひ広域処理ということにきちっと反対してくれと、これをやられると地元で全然仕事が回ってこないと。むしろ地元のそういう許可なんかの規制緩和をして、地元で一斉にこれが取り組まれるようにしてほしいと。広域処理にしてるために全然瓦礫処理が進んでないのは提案者が言ってるとおりです。しかし、地元でそういう規制緩和して地元業者を使えば、地元はそれは真剣にできるって言ってるんです。だからぜひ、広域処理などということを決議をしないようにという、切々と訴えをしておりました。

十何人ぐらいで来てたと思うんですけど。そういうふうに、被災地から全国にお願いにそういう形で回ってるということは、やっぱり切実だと思うんです。だから、今これやったら、やっぱり被災地いじめになると私は思うんで、ぜひ、今からでもいいですから取り下げていただくようお願いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 答えがいますか。（「あれば」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

そういった情報も含めて、我々に正式な正しい情報っていうのは伝わってきません。実は先般、先週の16日に大分県が各市町村の担当者を集めて協議を行ったと。本来であればこういった瓦礫処理に対して、被災地に思いをはせる議員に対して、全協あたりでどういった説明があったんだということがあってしかりだと思うんです。そういったことも含めて、市に対してやはりまだまだ被災地に寄り添う、被災地を支援するという、そういった覚悟、姿勢を促すと、そのために私たちが決意を表明するというふうな思いを込めて、今回決議を上げさせていただきたいという思いで、それで何とぞ御理解賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 議事進行に関して動議を出したいと思います。

この件に関して、今ちょっとここで急に討論に入って採決をするよりも、継続審議にさせていただきたいということで動議を出したいと思います。

今、ちょっと質疑のやりとりもありましたように、この瓦礫処理に関しては、もちろん今意思を表明したい気持ちはわかりますけれども、住民からの関心も非常に高い問題ですし、いろいろ議員にもそれぞれ考えや思いなどがあると思います。もうちょっと由布市議会このことを議員同士で話し合ったり、先ほど提案者からもあったように情報を集めたりしながら共通認識を持った上で決議を出すか出さないかを決めたいと思いますので、その時間をとるためにも、きょうここですぐに採決をせずに、継続審査にさせていただきたいというふうに思って動議を出したいと思います。（「動議に賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） ただいま、小林華弥子さんから発議第3号について継続審査とされたいとの動議が提出されました。

この動議に賛成される方の挙手を求めます。

〔議員18名中挙手9名〕

○議長（生野 征平君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

それでは、発議第3号を継続審議することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり継続審議とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立10名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、継続審議とすることの動議は可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会活性化調査特別委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今期定例会の議事日程は、すべて終了いたしました。

○議長（生野 征平君） 市長、閉会あいさつ。

○市長（首藤 奉文君） 平成24年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位には長期間にわたり、議案等を精力的に御審議をいただきまことにありがとうございました。

今議会において提案いたしました報告、議案につきまして、御承認、御可決をいただきましたことに対して、心からお礼を申し上げます。

本日お諮りいたしました副市長人事でございますが、清水副市長におきましては、約4年間、まさに身を粉にして市政の健全な運営と進展に尽くしてくれましたことに対して、この場をお借りいたしまして感謝の意を表したいと思っております。ありがとうございました。お疲れさまでした。

さて、我が国におきましては、被災地復興の道は遠く、放射能や瓦礫処理といったさまざまな問題が、いまだ解決されないまま日々が過ぎております。それでも季節は変わりなくめぐり、本格的な春が近づいております。例年に比べておそいとの予報がありました桜の開花であります。我が由布市では、早ければ来週初めにも鮮やかに咲く桜の花を見ることができそうであります。

また、市におきましては来る3月31日をもって、多くの部課長が、または職員が退職いたしますとともに、4月1日付で希望に満ちた新職員を採用しているところでございます。市職員につきましては、日々行政サービスの向上や地域の活性化、また市政発展のために努力しているところでありますが、先般行いました市民満足度調査自由記述欄には、職員に対する辛辣な御意見もいただいております。まだまだ市民の奉仕者たる自覚、研さんが足りないものと深く反省をしているところであります。

私は、去年の仕事始めの式での訓示におきまして、各自で目的、目標を持った「さらなる一歩前進」を職員に命じたところであります。今後、地方分権が進む中、職務に忠実であることはもちろん、職員の挑戦する姿勢が求められております。我が国の再興という新たな使命を胸に、地域の活性化、市民のサービス向上という責務を果たし、全職員一丸となって、日本一住み良いまちづくりと地域自治の推進、発展に努めてまいりたいと考えております。

どうか、新年度におきましても、議員皆様方の御支援と御協力を切にお願いを申し上げますとともに、皆様におかれましては健康に十分御留意をいただき、市民の幸せと由布市の発展のために、さらなる御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先月28日、開会しました平成24年第1回定例会は、本日まで21日間の長期にわたりましたが、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

執行部におかれましては、凶らずも議案に係る資料等で誤りが多々見受けられましたことから、今後におかれましては、これまで以上、精査を重ね慎重を期されるよう、特にお願いをしておきます。

なお、予算措置されました事業は、迅速かつ機敏な対応と、確実・効率的な執行により、住民福祉に反映するようお願いをいたします。

ところで、本定例会中に東日本大震災発生から1年を迎えました。歴史に特筆される大惨事により壊滅的な被害を受けた地域では、瓦礫の処理が進まず大きな社会問題として国も本格的に各自治体に瓦礫受け入れの要請がなされています。

また、福島原発事故により避難生活を余儀なくされるなど、深い憂慮を感じざるを得ませんが、

この日行われた追悼式では、遺族代表が震災の教訓を後世に語り継ぎ、一步ずつ古里の復興に向け邁進すると言った言葉など、誓いを祭壇に語りかけていたのを拝見し、復旧・復興の道のりは長いと思いますが、どうか希望を捨てずに頑張ってくださいとともに、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りを申し上げます。

さて、年度末を間近に迎え、今月末で退職されます皆様には、長い歳月にわたり本当に御苦労さまでございました。特に、清水副市長におかれましては、3年7カ月余りの勤務でございましたが、大変なハードなポストに御尽力をいただき、本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。

また、職員の皆様は町村合併という大きな出来事もあり、気苦労も多かったと思いますが、改めて感謝を申し上げます。定年退職される方々は、まだまだ元気盛りでございます。新しい生活に向かって大いに活躍されるよう、期待を申し上げます。

最後になりましたが、今冬は日本各地に大雪や寒波をもたらしました。あすはお彼岸でございます。花便りはまだまだ先のようにですが、いずれ寒暖を繰り返しながら暖かくなってくるでしょう。

議員各位におかれましては、何よりも健康第一に過ごされ、新年度におかれましても、引き続き議員活動にお励みいただきますようお願いを申し上げます、閉会に当たりまして、お礼のごあいさついたします。

以上をもちまして、平成24年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員